

すまいのひろば



ユトジランド
への入口

2025年(令和7年) 10月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

巡回管理人の定期訪問の希望調査を行います

都営住宅等では、窓口センターに自ら出向くことができず、訪問を希望する方に、巡回管理人が2か月に1回程度、定期的に訪問し、各種申請の取次ぎや相談等の支援を行っています。

令和7年10月から令和8年3月にかけて、対象となる世帯に対して希望調査を行うため、巡回管理人がご自宅を訪問させていただきます。

対象となる世帯

現在、定期訪問を行っていない以下の世帯が対象です。

- ・世帯全員が65歳以上で、一番若い入居者の年齢が、65歳、70歳、75歳になった世帯
- ・障害のある方だけの世帯（5年ごとに対象となります。）

※80歳以上の方だけの世帯は、順次希望調査を実施しています。

不在の場合

ご不在時には、玄関ポストに「質問ハガキ」を投函いたします。
質問に回答のうえ、ご返送ください。



巡回管理人は次の業務を行っています

- ① 各種申請、収入報告書や修繕に関する相談・取次ぎ
- ② 福祉に関する関係機関への紹介
- ③ 目視による建物や施設の点検

巡回管理人は、JKK東京の窓口センターの職員です。
訪問の際は必ず身分証を携帯します。

もくじ

- 巡回管理人の定期訪問の希望調査を行います……………1
- 使用料の減免制度について……………23
- 令和8年度分 台所流し用排水管清掃の申込受付について……………3
- 共用部分の使用上のご注意……………4
- バルコニーの手摺の上に物を置かないようにしましょう……………5
- 収入報告書の提出期限は過ぎています！……………5
- カスタマー・ハラスメントの防止に努めましょう……………5
- インフルエンザにかからない、うつさないために……………6

10月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、10月31日(金)です。

口座振替ご利用の方は事前に残高の確認をお願いします。

使用料の減免制度について

使用料減免制度とは

都営住宅の使用料は、毎年提出していただく「収入報告書」により、世帯全体の合計所得額に応じて設定されます。使用料減免制度は、収入が少なく生活が困難な状況にある世帯や障害・難病など特別な事情のある世帯を対象に、申請に基づき、収入に応じて設定された使用料をさらに減額するものです。（都民住宅には、この制度はありません。）

使用料減免制度には「一般減免」と「特別減額」の2種類があります。

一般減免	認定所得月額（非課税年金を含む）が65,000円以下の世帯は、申請により使用料を10～50%減額することができます。また、障害・難病※ ¹ など一定の条件※ ² に該当する特に収入の低い世帯は特例として75%の減額が可能になる場合があります。
特別減額	認定所得月額が158,000円以下で、一定の条件※ ² に該当する母子・父子、障害、難病※ ¹ などの世帯は、申請により該当する区分の使用料を50%減額することができます。

※¹ 障害や難病の中には一部該当しないものもあります。

※² 一定の条件については、お客さまセンター（6ページの電話番号①）にお問い合わせください。

認定所得月額の計算方法

$$\frac{\text{世帯全体の合計所得額} - (380,000\text{円} \times \text{名義人を除いた家族人数}) - \text{特別控除額}^{\ast 3}}{12\text{か月}}$$

※³ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に係る措置を含みます。（最大10万円）

特別控除（原則として、住民税課税証明書等で確認できることが必要です。）

控除の種類	控除額
特定扶養	25万円※ ⁴
老人扶養	10万円※ ⁴
普通障害	27万円
特別障害	40万円
寡婦	27万円※ ⁵
ひとり親	35万円※ ⁵

※⁴ 住民税課税証明書等により扶養されていることが確認できる場合で、減免開始予定日に年齢等の要件を満たす場合も、控除が受けられます。

※⁵ 本人の所得額から控除されます。本人の所得額が控除額未満の場合は、その額を控除します。

新たに使用料の減免を受けるには

使用料の減免を受けるためには、「申請」が必要です。

《申請手続の流れ》

1 必要書類の確認

JKK東京 お客さまセンター(6ページの電話番号①)でご確認ください。また、窓口センターでは、「使用料減免申請のしおり」を配付しています。

以下の①～③の全申請者に共通の書類に加え、④世帯状況によって必要な書類があります。

- ① 使用料減免申請書
- ② 世帯全員の住民票（続柄入り）
- ③ 最新年度の住民税課税証明書など
- ④ 世帯状況によって必要な書類（世帯状況によって異なります）

年金等の調査のために押印が必要な場合がありますので、印鑑をご持参ください。

2 申請書の提出先

窓口センター・出張所・巡回管理人の立寄所で受け付けています。巡回管理人の定期訪問を受けている方は、書類の取次ぎも行っています。

減免制度に関する記事は、次ページに続きます。

3 結果のお知らせ

審査の結果、基準に該当した世帯は、申請した月の翌月から使用料の減免が適用されます。減免が適用となる最初の月の20日頃に「使用料減額免除通知書」をお送りしますので、申請後の使用料をご確認ください。

使用料の減免を継続するには

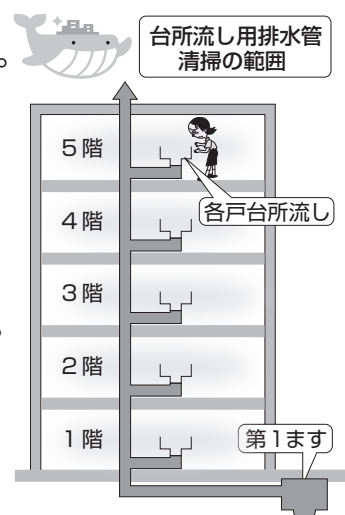
現在、減免を受けている世帯には、継続の申請書を減免期間が終了する月の前月20日頃に発送しています。申請書に記載された期日までに継続の申請をしてください。受持ちの窓口センターへの郵送も可能です。申請書が届かない場合や紛失した場合は、JKK東京 お客さまセンター(6ページの電話番号①)にご連絡ください。申請用紙を送付いたします。

令和8年度分 台所流し用排水管清掃の申込受付について

「台所流し用排水管清掃」のご希望がある団地については、清掃に要する費用を共益費としてご負担いただき、東京都がみなさんに代わって年1回の清掃を実施します。代表者(自治会等)が、受付期間中にお申し込みください。

●清掃の範囲

台所流し用排水管のうち、流し部分から屋外の「第1ます」までが対象です。



●申込条件

- ① 原則として団地単位で、みなさん全員の同意(新規の場合は署名簿)が必要です。ただし、棟単位でも受け付ける場合があります。詳しくは、JKK東京 お客さまセンター(6ページの電話番号①)までご連絡ください。
- ② 令和8年度分の清掃に要する費用は、すまいのひろば11月号でお知らせします。令和8年4月から毎月使用料とともに支払っていただきます。

●申込方法

【新規申込の団地】代表者(自治会等)が、JKK東京 お客さまセンター(6ページの電話番号①)までご連絡ください。

【継続申込の団地】代表の方に令和8年度分の申込用紙を10月下旬に送付します。

●申込受付期間・申込先

- ① 期 間：令和7年11月4日(火)から11月28日(金)まで
- ② 申込先：受持ちの窓口センター(継続申込の場合、下記のオンライン申込が可能です。)

【継続申込の団地】オンライン申込について

令和7年度分に引き続き、排水管清掃を申し込まれる団地の方は、オンライン申込が可能です。新規申込の団地はオンライン申込できません。

[申込フォーム]

JKK 東京ホームページから申込みしてください。



JKK 東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ
>オンライン申請一覧>自治会関連の手続き
>8. 台所流し用排水管清掃の申込み(継続申込団地)

※初めてご利用の際は、「LoGo フォーム」新規アカウント登録が必要です。



共用部分の使用上のご注意

1 共用廊下、階段に物を置いてはいけません

共用廊下や階段は重要な避難路です。荷物や自転車等が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。

2 防火扉の開閉に障害となる物を置いてはいけません

防火扉の前に物が置いてあると、防火扉が機能せず延焼につながるため、絶対に物を置かないでください。物が置いてあった場合は片付けてください。

3 戸境板等の付近に物を置いてはいけません

バルコニーの戸境板や階下へ下りる避難ハッチは、火災等があった場合の避難口として設置されています。それらの付近に物を置くと、避難の妨げになります。また、バルコニーに物を置くと子どもが登って転落事故の原因にもなります。

4 共用廊下・階段・バルコニーの床に水は流さないようにしましょう

共用廊下・階段・バルコニーの床は完全防水をしていません。清掃等で床を水洗いすることやエアコン使用時に排出される水を床に流すと、下の階へ漏水するおそれがあります。床を水洗いすることはやめ、エアコン使用時に排出された水は、ホース等で直接排水口に流してください。

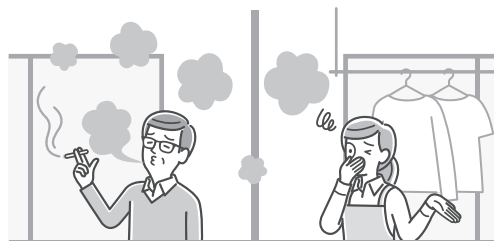
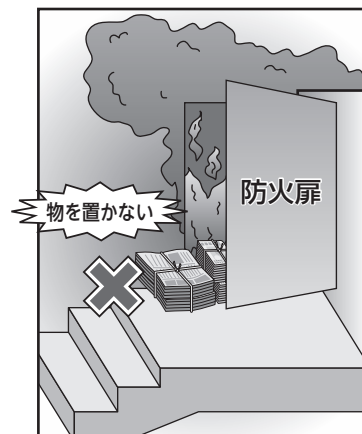
また、排水口や目皿に泥やゴミがたまっていると、雨水があふれて漏水の原因になるので、みなさんで定期的に掃除してください。

5 共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、近隣に配慮し、火の取扱いに注意しましょう

東京都受動喫煙防止条例で、都民は他人に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならないと規定されています。

共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、臭いや煙が広がって近隣の方の迷惑や受動喫煙にもつながりますので、近隣の方への配慮をしてください。

また、タバコの火の不始末による火災が多く発生しています。タバコの火が洗濯物やふとんなどに燃え移ると大変危険ですので、吸殻の処分にも十分注意しましょう。



パン田先生とSDGsを学ぼう～17のGoals～



問題▶先進国が開発途上国に対して、経済面や技術面で支援を行うことを「南北協力」と言いますが、開発途上国が互いに協力し、それぞれの発展を支援し合うことを何というのでしょうか？
→答えは6ページ



4

17

パートナーシップで目標を達成しよう



17 パートナーシップで目標を達成しよう

私たちがこれからもよりよい世界で暮らしていくためには、世界中の国と人々が、これまで以上に協力する必要があります。国や企業、専門家、個人などが、それぞれの立場や強みを生かして互いに手を取り合い、課題に向き合うことが大切です。

バルコニーの手摺の上に物を置かないようにしましょう

風などで落下する危険があるため、バルコニーで以下の行為はしないでください。

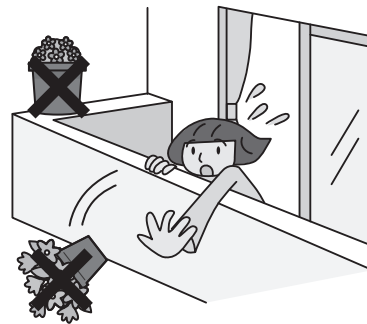
- ・手摺の上に植木鉢など物を置くこと
- ・手摺にふとん、敷物、洗濯物など物をかけること
- ・手摺の上や外に各種アンテナ（衛星放送受信用・無線用等）を設置すること など

万が一、物が落下して人にあたった場合、大けがを負わせてしまうなど重大な事故になります。

バルコニーでふとん（シーツやカバーを含む）を干すときは、必ずバルコニーの内側で「ふとん干し」と「ふとんばさみ」を使用し、落下防止に努めてください。

物干しざおはひもで固定するか、ロープ等を使用するようにしてください。

落下物が事故に結びつく危険性が高いため、物が落ちないように注意しましょう。



収入報告書の提出期限は過ぎていきます！

提出していない世帯は大至急提出してください

使用料の減免を受けている世帯は「収入報告書」の提出は必要ありません（用紙はお送りしていません）。ただし、使用料減免申請が収入報告書の代わりになりますので、必ず更新時期に必要な手続きを行ってください。

減免適用期間が終了しており、減免申請又は収入報告の手続きをしていない世帯は、JKK 東京 お客さまセンター（6 ページの電話番号①）へご相談ください。

カスタマー・ハラスメントの防止に努めましょう

令和7年4月から東京都カスタマー・ハラスメント防止条例が施行されています

以下のような行為は、カスタマー・ハラスメントに該当する可能性があります。働く人への意見や要望の伝え方を工夫するなど、積極的にカスタマー・ハラスメントの防止に努めましょう。

- ・人格を否定する言動や暴言
- ・電話等での拘束、わいせつな言動
- ・長時間の居座り、つきまとい行為
- ・執拗に要求を続けること
- ・SNSで顔や名札を晒す、名指しして中傷

都では、カスタマー・ハラスメントに関する情報の発信を行っています。

- 条例等に関するお知らせ
- 動画コンテンツ
- 役立つコラム など



TOKYOノーカスハラ
支援ナビ



インフルエンザにかからない、うつさないために

✓正しい手洗いをしましょう

- ①～⑥で30秒が目安です。
- ①流水で手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
 - ②手の甲を伸ばすようにこすります。
 - ③指先・爪の間を念入りにこすります。
 - ④指の間を洗います。
 - ⑤親指と手のひらをねじり洗いします。
 - ⑥手首も忘れずに洗います。
 - ⑦その後、十分に水で流し、ペーパータオルや清潔なタオルで良く拭き取って乾かします。

都ホームページも併せてご覧ください

- ◆インフルエンザの感染経路と予防策
- ◆インフルエンザかも？と思ったら



正しいマスクの着脱方法

【付け方】

- ・口と鼻の両方を確実ににおおう。
- ・ゴムひもを耳にかける。
- ・鼻の部分に隙間ができたり、あごの部分が出たりしないようマスクを調節する。



【外し方】

マスク表面にはウイルスが付着している可能性があるので触らずに、ゴムひものみを持って外す。



✓咳エチケットを心がけましょう

- ・咳などの症状があるときはマスクを着用しましょう。
- ・咳やくしゃみをするときはティッシュなどで口と鼻をおおい、周りの人から顔を背けましょう。とっさの場合は手でなく袖や上着の内側でおおひましょう。

✓重症化予防のためには、ワクチンも有効です。かかりつけ医にご相談ください。

■お問い合わせ先

東京都保健医療局 感染症対策部 医療体制整備課 物資管理担当 ☎03-5320-4214

JKK東京 お客さまセンター

月曜日及び休日の翌日は、電話が混みあい、つながりにくい場合があります。
お急ぎでない方は、別の日にご利用ください。

受付時間 9時～18時（土日・祝日・年末年始を除く）

① 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

都営住宅等の
「オンライン
申請一覧」は
こちら



0570-03-0071

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応



0570-03-0072

☎03-6279-2653



- ・ナビダイヤルは、各携帯電話事業者が提供する無料通話や通話料定額プランの対象外です。

また、使用している回線・端末によって通話料が異なります。

料金ガイダンス又はナビダイヤルのホームページをご確認ください。

※ナビダイヤルに発信後、冒頭に流れる料金ガイダンス中については、通話料は発生しません。

- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

お手続き等に
関する「よくある
ご質問」はこちら



東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

🔍 検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

🔍 検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!



南南協力

6

「すまいのひろば」No.402